

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十八年三月二十八日

広島県教育委員会  
教育長 下崎 邦明

| 種別 | 名称         | 員数 | 所在地               | 所有者     |
|----|------------|----|-------------------|---------|
| 絵画 | 絹本着色伝足利尊氏像 | 一幅 | 尾道市東久保町二〇番二八号 浄土寺 | 宗教法人浄土寺 |